

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成 31 年 3 月 12 日

地方独立行政法人奈良県立病院機構
奈良県総合医療センター
院長 菊池 英亮

第 1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

地方独立行政法人奈良県立病院機構
奈良県総合医療センター医療ガス等購入

2 入札物件の仕様

入札説明書及び仕様書のとおりとします。

3 契約期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

4 履行場所

奈良県奈良市七条西町 2 丁目 897 番 5 号 奈良県総合医療センター

5 入札方法

入札は、各品目の予定数量に単価を掛け合わせた金額の合計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる 1 から 15 までに該当する者が、この入札に参加することができます。

1 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規定第 4 条の規定に該当しない者であること。

2 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」といいます。）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

3 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条の規定による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。

ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。

5 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。

- 6 医薬品の卸売販売業許可を受けていること。
- 7 高圧ガス販売業の許可を受けていること。
- 8 医療用液体酸素の製造業者が発行する「液体酸素供給証明書」を災害時等においても安全供給が確保されるよう2社以上提出できること。
- 9 医療用液体酸素について、200床以上の病院に継続して直接販売及び納入した実績を有すること。
- 10 緊急時において、連絡から1時間以内に病院へ駆けつけることができる距離に事業所を有していること。
- 11 当院が災害拠点病院に位置づけられているため、奈良県が指定した災害緊急時における医療ガスの供給に関する協定を締結した団体（一般社団法人日本産業・医療ガス協会近畿地域本部医療ガス部門奈良県支部）に加盟していること。
- 12 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、主たる営業種目がJ3「ガス類その他、酸素ガス」の業者。
- 13 上記12の登録が、奈良県内に所在地がある本店又は支店（以下「事業者」といいます。）でされている者であること。

（資格審査の問い合わせ先及び申請場所）

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）
電話（直通）0742-27-8908

第3 入札書の提出場所等

1 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒630-8054 奈良市七条西町2丁目897番5号
奈良県総合医療センター財務課用度係
電話 0742-46-6001（内線2419）
FAX 0742-46-6011

2 入札説明書等の交付方法及び入札説明会

奈良県総合医療センターホームページの「お知らせ」からダウンロードして入手してください。
なお入札説明会は行いません。

3 入札参加申込兼参加資格申請

平成31年3月20日（水）午後5時までに第3の1の場所へ提出してください。

詳しくは入札説明書のとおりとします。

4 入札書の提出場所、入開札の日時及び場所

平成31年3月27日（水）午後1時30分
奈良県総合医療センター 4階 会議室1

第4 その他

1 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

免除します。

ただし、落札者が契約を締結しない場合には、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規定第18条第2項に定めるところにより、入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償金

として納付しなければなりません。

3 契約保証金

地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規定第 27 条に定めるところによります。

4 入札者に要求される事項

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、必要書類を所定の日時まで第 3 の 1 の場所に提出しなければなりません。なお、入札参加者は、入札日の前日までの間において、当センターから提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。
- (2) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (3) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この告示に示した競争入札参加資格のない者のした入札、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規定第 8 条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」といいます。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が (1) から (5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

(7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合 ((6) に該当する場合を除きます。) において、本センターが当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

9 契約の解除

契約締結後、契約者について 8 の (1) から (7) までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本センターに報告せず、若しくは警察に届けなかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、8 の (1)、(3)、(4) 及び (5) 中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

10 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。